

第5回地区庶務担当理事連絡協議会

(平成29年9月27日開催分)

△松井会長挨拶

松井府医会長は冒頭、衆議院解散に触れ、「2019年10月に予定されている消費税10パーセントの増税の使い道を変更したいとのことであるが、財政再建は安倍政権の史上命題であり、それを先送りにすることは、アベノミクスを自ら放棄することではないか」と指摘した。また、政策の見直しが行われるのであれば、長期的視野に立ち、目指す方向性を明確にする必要があるとの考えを示した。

最後に、地域医療の向上を目指して、地区の先生方としっかり議論したいとの意向を示し、挨拶を締めくくった。

△報告ならびに協議事項

1. 保険医療機関の指定申請締切日の変更について

近畿厚生局京都事務所における指定申請書の受付締切日について、平成29年12月受付分より、毎月20日から毎月10日に変更されることを報告。

2. 麻薬免許の一斉更新について

麻薬免許の更新申請(平成28・29年有効の免許保持者)と受払数量届の提出が10月2日(月)から13日(金)まで府医事務局にて行われることを紹介し、必ず期限までに提出していただくよう依頼した。特に、免許が失効した場合、麻薬の取扱いはもとより、在庫の所有についても麻薬及び向精神薬取締法違反として厳重に罰せられることを説明し、申請忘れには十分留意するよう呼びかけた。また、更新手続や麻薬の在庫の有無にかかわらず、数量届の提出は必須であるため、会員への周知徹底を求めた。(京都医報平成29年9月15日号(No. 2109)付録参照)

3. 最近の中央情勢について

8月から9月にかけての社会・医療保険の状況について、遠隔診療に関する運用通知、16年度概算医療費、消費増税分の使途見直しの話題を中心に説明した。

また、松井会長より、遠隔診療における死亡診断について、厚労省からの通知内容を医報に掲載することを報告。遠隔診療における診断、死亡診断が認められたとしても、府医としては、直接、診察の上、診断して欲しいと呼びかけた。

4. 京都府医療推進協議会イベントについて

10月1日(日)午前10時から、みやこめっせにて、「あらためて考えよう 国民皆保険制度～失うとこんなに変わる私たちの未来～」をテーマとして開催することを紹介し、多数の参加を呼びかけた。

5. 京都府糖尿病重症化予防対策について

「糖尿病重症化予防地域戦略会議」、「京都府糖尿病重症化予防システム」、「京都府糖尿病性腎症重症化予防プログラム初版」の内容について説明した。

6. 医療安全講演会の開催について

日 時 10月19日(木) 午後2時30分～4時30分

場 所 京都府医師会館 3階大会議室

「えっ、本当！？他科に学ぶ事故事例～日常外来診療で注意すべき疾患 PART5～」をテーマとする医療安全講演会が行われることを紹介し、多数の参加を呼び掛けた。

7. 学術講演会の今後の予定について

10月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介し、多数の参加を呼びかけた。

8. 医療政策懇談会について

日 時 12月16日(土) 午後5時～6時30分

場 所 京都府医師会館 3階大会議室

講 演 「平成30年度医療・介護同時改定 toward & beyond」

厚生労働省 医務技監 鈴木 康裕 氏

平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定を中心とする講演が行われることを紹介し、多数の参加を呼び掛けた。(京都医報2017年10月1日号(No. 2110)付録参照)

9. その他

日 時 11月2日(木) 午後4時～5時30分

場 所 京都府医師会館 3階大会議室

講 演 「AIと医療の現状(仮)」

NECソリューションイノベータ(株)

プロフェッショナルフェロー

和賀 巖 氏

京都医療政策研究会会長の森府医顧問より、医療政策研究会第1回学術講演会を紹介し、多数の参加を呼びかけた。

△地区からの協議事項

1. 学術講演等の単位認定について

「学術講演の単位認定について、各地区で証明書発行となったが、府医主催の証明書は、府医から発行するのか、府医にて個人の取得単位は管理しないのか」との質問があった。

小野府医理事は、地区医が主催の講演会は、各地区での証明書発行が必要となるが、府医が

主催の講演会であれば、府医にて受講証を発行することを説明。日医のシステムとは連動してはいないものの、地区から提出される署名簿を基に、府医の新システムに入力するため、会員からの問い合わせには対応可能であることを説明した。

2. 研修医の会員身分について

地区から、研修医が開業医・勤務医会員と同じように、投票権や総会での議決権をもつことについて、会費無料であることと絡め問題になっていると説明。加えて、開業医から、居宅会員等に異動した場合に会費免除、投票権、議決権なしの取り扱いを行っているとし、この場合との整合性も問題となっていることが報告された。これに対し、府医では、研修医の会費を無料とし、定款上、研修医であっても他の会員と同じ身分を与えていることを説明。各地区における取り扱いは異なっており、規則の変更なども必要となるため、各地区で検討して欲しいと応答した。

3. 若手勤務医の都道府県医師会費、地区医師会費について

日医の勤務医会費が来年度から引下げとなり、地区においても、会費を検討するよう促されているが、府医の勤務医、特に若手勤務医の会費への対応について質問が出された。

府医では、会費減免規則に基づき、初期研修終了後の3年間は減額措置を導入していることを説明。勤務医の入会促進については、会費を含めた対応策を講じていきたいとして、協力を求めた。